

Title	「国語」形成の比較史：スペインと中国を事例に
Author(s)	郭, 湊寧; 蒲谷, 和敏; 高岡, 萌 他
Citation	大阪大学歴史教育研究会 成果報告書シリーズ. 2014, 10, p. 21-45
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/32759
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

「国語」形成の比較史

——スペインと中国を事例に

郭湊寧・蒲谷和敏・高岡萌・松村悠也・山田耕一郎

はじめに

私たちは、日常的に「国語」という言葉が無意識に使用している。しかし、歴史的に見ると「国語」は、決して自明のものではなかった。試みに『歴史学事典』に記載された田中克彦氏の「国語」に関する説明を見てみよう¹。

フランスには、フランス語以外に6つほどの言語がある、しかし国民公会は法令を出して、公務員はフランス語以外の言語や方言をもって文書を作成することを禁じた。
〔中略〕そしてフランス語を「国（民）語」と呼んだのである。ここで言語と国家とが強固に結びつけられ、歴史上はじめて「国語」という用語が現れた

すなわち、「国語」とは、フランス革命の際に初めて登場した言葉だったのである。本稿では、上記の解説を踏まえ、「国語」を「ある国家における唯一の正当性を持つ言葉」と定義しておきたい。事実、多くの国家が、国民国家形成時に、1つの言語を「国語」とし、それ以外の言語に対する排他性・優越性を保証した。そして、上述の「国語」観は、高等学校の世界史教科書でも基本的に踏襲されており、「国語」形成のモデルケースとしてフランスが取り上げられることが多い²。

一方、歴史学の分野において、如上の「国語」概念は、国民国家論から批判されてきた。これらの議論は、「想像の共同体」である「国民国家」の虚偽性を暴くことを課題とし、多くの成果を挙げてきた³。「国民国家」を支えるイデオロギー装置としての「国語」は、「一国家＝一言語」という幻想を支えるものとして、そのイデオロギー性が暴露されたのである。

本報告も、近代国民国家によって作り出された「国語」を批判する国民国家論を基本的に継承している。ただし、国民国家論を援用するにあたって、従来それほど留意されていなかったと思われる「国民国家」のモジュール性（模倣性）に注目したい。アンダーソン

¹ 田中 [2008]、232 頁

² 例として、尾形ほか [2013]、272 頁。

³ 代表的な研究として、アンダーソン [2007] が挙げられよう。

が、「国民国家」形成をヨーロッパではなく、東南アジアなどを事例として考察したことから推測されるように、「国民国家」は、多くの国に模倣され、移植される装置なのである。しかし、模倣された「国民国家」は、それぞれの国の歴史的な重層性に影響され、異なる「国民国家」を形成したと考えられる。であるとするならば、「国語」形成に関しても、モデルケースとされる「フランス」とは異なる「国語」形成の過程があったはずである。それぞれの国の特徴を踏まえて「国語」の形成過程を丹念に描き出すことが求められている。上記の作業を通して、これまで注目されていなかった「国語」の特徴が明らかになるだろう。

以上の問題意識から、本報告では、「国語」形成の問題を、国民国家形成期以前の状況と国民国家形成期以降の状況とを分けて検討する。そして、国民国家形成以前の言語状況が、ある国の「国語」形成をどのように規定したのか（もしくはしなかったのか）を考察してみたい。考察対象は、フランスと同じ西欧に属し、国家が選択した優越的言語を持ちながらも、国民国家の形成という点ではフランスと同じ経過をたどったわけではないスペインと、西欧諸国とは異なる言語状況を背景に持ちつつ、近代になってから西欧モデルに倣う形で「国語」形成を目指した中国（清・中華民国）の事例を取り上げて論じる。両国はフランスと異なり、現在に至っても、多言語状況が残っている点で、フランスと異なる「国語」形成過程を辿ったと考えられ、分析対象としては最適であろう。

以上を通してそれぞれの国家の「国語」形成の特徴を考察し、「国家」とは何かについての手がかりをつかむことが本稿の課題である。

第1章 「国民国家」形成以前の言葉と国家

第1節 スペインにおける俗語の国家語化

本節の課題は、国民国家形成以前のスペインにおける、国語ないし国家語⁴の形成について見ることにある。

中世西欧においては、ラテン語が公式言語とされていた。これに対し、口語としては地域ごとに分化して次第に成立していった「俗語⁵」が存在していたが、当初は公的な地位を有していなかった。しかし、以下で取り上げるスペインも含め、現代の西欧諸国において国語ないし国家語の地位を得ているのは、これら俗語である。そこで、1・2項では、いかにして俗語の国家語化が始まったのか、この点において先行していた中世末期のスペイン

⁴ 後述の通り、本節の主旨は国民国家成立を前提としない国家とことばの関係があったことを示すことにあるが、「国語」という語は、狭義には、国民国家における国民の言語というニュアンスを含んでしまう。そこで、以下では、主権国家の統治のためにある程度の排他性をもって使用される言語のことを「国家語」と呼ぶこととしたい。

⁵ ここでいう「俗語」は、ある言語の中に含まれる（卑語・隠語のような）特定の語彙を指すのではなく、1つのまとまりをもった言語全体を指すものである。田中 [1978]、15-16頁参照。

について見る。

これとともに、俗語の公式な書き言葉化という点において先行していたスペインにおいて、何故、近世の言語の標準化の進行がフランスなど他の西欧諸国に比して緩やかであったのかも問題となる。この問題を考えるにあたり、3項において近世スペインの王権のあり方に注目し、領域的統一と言語政策について考察する。

なお、本稿では主にカスティリヤ語を取り上げるが、これは現代においてスペイン語と呼ばれているものと同じ言語であると考えて差し支えない。

(1) 俗語の地位向上

当初は公的な地位になかった俗語であるが、13世紀の後半頃から、その地位が向上していく様子が認められる。

この点で1つの画期となるのは、14世紀初頭に著されたダンテの『俗語論』であろう。『俗語論』は、俗語に高い価値を認める、いわば俗語礼賛論である。田中克彦は、ネブリハ（のちに詳述）が「なぜラテン語ではなく俗語なのか」ということについてとくに議論をしていないのは、ダンテが俗語の主張に理論的根拠を与えていたからだとする⁶。すなわち、俗語が国家語になる上で要求される理論的な前提条件は14世紀のダンテによって作られた、ということである。

理論的前提を作ったのがダンテであるとすれば、実際上の前提を作ったのは、カスティリヤ語については、13世紀のカスティリヤ国王アルフォンソ10世である。彼は、七部法典と呼ばれる法典の編纂においてカスティリヤ語を用い、カスティリヤ語を完全に公用語化したとされる⁷。その背景には、様々な思想・理念があったと思われるが、本稿では、3宗教の併存状態に着目したい。13世紀のカスティリヤ王国には、多数派であるキリスト教徒に加え、ユダヤ教徒、ムスリムが存在した。これら3宗教の信徒たちが共通に理解でき、同一の価値を置くことができる言語は、ラテン語ではなくカスティリヤ語である。したがって、カスティリヤ社会を3宗教からなる社会として捉えたとき、カスティリヤ語は、その社会を統治する上での重要なツールとなる。アルフォンソ10世がカスティリヤ語を公用語化したのは、このことを認識したからであるということができよう⁸。

このようにして、13世紀から14世紀にかけて、俗語が国家語となる上での理論的前提と、俗語の国家語化の実際上の萌芽が表れてきた。

(2) 俗語文法の「発見」

俗語の国家語化は、1492年、ネブリハによって『カスティリヤ語文法』が執筆されたことにより決定的となった。同書は、西ヨーロッパ初の俗語文法書である。同書以前、文法といえば、それはラテン語文法を指した⁹。しかし、同書によって、俗語にも文法がある（文

⁶ 田中 [1978]、13頁。

⁷ 瀧本 [1991]、64頁。

⁸ 3宗教の併存と七部法典・カスティリヤ語の関係について、瀧本 [1991]、69-70頁も参照。

⁹ 田中 [1978]、3頁。

法を想定することができる) ことが示されたのである。俗語が日常の話し言葉にとどまっている限り文法書は必要ない。『カスティリヤ語文法』が執筆されたのは、カスティリヤ語に単なる日常の話し言葉以上の役割を与えようとする意思があったものと推測される。以下、この点について詳述したい。

まず、『カスティリヤ語文法』が執筆された意義について述べる。1つ目には、カスティリヤ語が「正しく書ける」言語になったというところに意義があると考えられる。文法のない俗語は、流動性を持つ。しかし、俗語文法が作られたことによって、「文法的に正しい」俗語とそうでない俗語を区別することが可能になり、流動性を(書き言葉としては)排除できるようになるのである。『カスティリヤ語文法』には、カスティリヤ語の正書法に関する記述が含まれている¹⁰が、これもまさにカスティリヤ語が「正しく書ける」言語になる上で意義を持つものであろう。

カスティリヤ語を「正しく書ける」言語としたことは、アルフォンソ10世以来続く、カスティリヤ語の公用語としての地位をさらに確固たるものとする上で意味を持ったと考えられる。正しい書き方が存在するか否かで、公的な言語としての使用価値は異なってくるからである。さらに言うと、岡本信照が指摘するように¹¹、教会の権威にその価値を置くラテン語を離れ、あえてカスティリヤ語を使うということは、王権を頂点とする国家形態の確立という点でも意味を有する。教皇権から自立した世俗権力(王権)による国家統治という理念が表れているといえよう。

『カスティリヤ語文法』が書かれた2つ目の意義は、カスティリヤ語が「正しく学べる」言語になったことである。『カスティリヤ語文法』第5巻¹²は、「異国語話者のための入門の巻」と題されていて、カスティリヤ語の入門教科書としての機能を有している。同書は、日常カスティリヤ語を話している人々だけでなく、アメリカ大陸や北アフリカの人々、またイベリア半島内の少数言語話者(カタルーニャ人¹³やアラブ人¹⁴など)にカスティリヤ語を教えるために書かれたという側面があるのである¹⁵。

第2の点との関係では、『カスティリヤ語文法』序文の記述が興味深い。

「女王陛下が、そのご統治下に、多数の異民族や言語を異にする国々を従えられたとき、戦に敗れたそれらの民族、国々が、勝者が敗者に課す法律を受け入れ、これと共に我らが言語をも受け入れる必要に迫られるとき、そのときこそ、この彼〔ネブリハ〕の著しましたる『技法』によって、それらの被征服者たちは、我々の言語を習得でき

¹⁰ 第1巻。ネブリハ [1996]、8頁以下。

¹¹ 岡本 [2011]、18-19頁。

¹² ネブリハ [1996]、160頁以下。

¹³ カタルーニャ地方は旧来アラゴン連合王国に含まれていたが、1479年のフェルナンド5世(カスティリヤ王フェルナンド2世)のアラゴン王即位により、新生「スペイン王国」の一部をなすようになったものと見ることができる。次項も参照。

¹⁴ 1492年時点では、もとナスル朝グラナダ王国統治下にあったムスリムの残留は認められていた。

¹⁵ グラナダやアメリカ大陸におけるカスティリヤ語化を中心とした言語政策について、安村 [2006]、19-36頁。

るようになるでありましょう〔括弧内は筆者による補足〕¹⁶⁾。」

これは、カスティリヤ女王イサベル 1 世に対する献呈の場面でのアビラ司教の発言を引用したものであると記されているが、ネブリハ自身も、この発言を「至言」と評価している¹⁷⁾。ここから、ネブリハがカスティリヤ語に文法（および正書法）を与え、カスティリヤ語を「正しく学べる」言語にしたのは、多民族統治のための必要性を認識していたからだといえよう。

以上で述べた 2 つの意義から、『カスティリヤ語文法』は、カスティリヤ語を、単なる日常の話し言葉ではなく統治のための言語として位置付ける上で意味を持ったということが見えてくる。もっとも、アルフォンソ 10 世のカスティリヤ語公用語化の時点で既に統治のための言語としてのカスティリヤ語の地位が現れはじめていた。ネブリハの功績は、このカスティリヤ語の地位をさらに確固としたものにするためのツールを提供したことにある。

(3) 中央集権政策と言語

現在のスペインに該当する領域は、15 世紀末のカスティリヤ王国とアラゴン連合王国の同君連合により形成された。さらに 16 世紀において、スペインは、婚姻政策などにより領土を拡大し、特にフェリペ 2 世の時代には太陽の沈まぬ帝国を築き上げたと言われている。その結果、スペインは、それまでのカスティリヤ語圏に加え、多様な言語圏を包摂することとなった。しかし、スペインは、その拡大過程において、領土に組み入れたヨーロッパの諸地方に対して、特権の付与という形で、その地域の法、慣習を尊重する方針をとっていた。このことは、フェリペ 2 世によるポルトガル併合にも見ることがでる。そのため、スペインの王権の影響力は、カスティリヤ地方を除くとそれほど強力ではなかったと考えられる。また、地方は時に、中央政府の指示に対して、特権を盾に対抗し、強い分権的性格を維持しつつきた。このような国家は、「複合国家」¹⁸⁾と定義され、近世の国家形態の一つとして近年注目されている。

このような国家形態は、帝国が安定を保った時期には、適したものであった。しかし、16 世紀以降、フランスとの対立や、オランダの独立などにより、戦争が頻発するようになると、財政や軍備など様々な点において問題が浮き彫りとなっていった。17 世紀初頭のフェリペ 4 世の時代には、カスティリヤの法の各地域への適用や軍隊の統合による、中央集権的な国家統合が試みられた。しかし、諸地域からの反発により失敗に終わり、さらにはカタルーニャ地方やポルトガルの反乱を招く結果となった。その後、諸地方との交渉に際して、政府は方針を転換し、地方の諸特権を尊重することとなった。

この時期の言語的な特徴としては、特定地方言語の宮廷言語化の動きがあげられる。これは、フェリペ 2 世によってマドリードが首都として選ばれ、定着したことにより、大規

¹⁶⁾ ネブリハ [1996]、6 頁。

¹⁷⁾ 同上。

¹⁸⁾ 複数の政体の緩やかな紐帯により構成される国家。特に、スペインでは、フェロスとよばれる地方諸特権の尊重がうたわれ、地方独自の法・慣習などが維持された。Elliott [1992]。

模な宮廷の移動が行われなくなったことが要因であると考えられる。このことにより、政治機能が一極に集中し、その結果として、カスティリヤ語の権威が相対的に高まることとなった¹⁹。

また、同時代の隣国、フランスにおいては、リシュリューやマザランなどの宰相を中心として、中央集権的な国家が形成された。さらに、言語に関しては、リシュリューの指示により、アカデミー・フランセーズが創設され、フランス語の純化が図られた²⁰。一方、スペインの中央集権化は、18世紀初頭のスペイン継承戦争の後、フェリペ5世によって新組織王令(1707-16年)が發布されたことにより成し遂げられたと考えられている。なぜなら、新組織王令によって、地方諸特権は廃止され、司法行政分野におけるカスティリヤ語使用の義務化が指示されたためである。さらに、1717年には秘密訓令書が出され、王の代官らに対して秘密裏に、地方へのカスティリヤ語浸透を指示した。また、1713年には、フランス語の流入に対抗するため、レアル・アカデミアが創設され、言語の純化・規範化が図られた。その際、辞書編纂や正書法の確立が行われ、現在のスペイン語が形成された。後のカルロス3世の時代には、1768年の王令により、教育言語がカスティリヤ語に限定された²¹。

以上のように18世紀の一連の言語政策は、王権の強化と並行して行われ、王族・貴族・聖職者などの支配者層の言語統一を果たしたと考えられる。しかし、新組織王令が定めたのは、あくまで司法行政分野における強制であり、書き言葉に限定される。また、1768年の王令による教育言語の限定は、話し言葉をも含めたものであると考えられるが、教育制度が発達していなかったため、民衆レベルにまで広がったとは考えにくい。そのため、カスティリヤ語は、近世においては、王の言語としての地位は確立したものの、当時の民衆の統一言語とは言い難く、スペインは、ダイグロシア状態²²に陥っていたと考えられる。

第2節 清朝下における「国語」

はじめに

本節の課題は、清朝下における「国語」について考察することである。なお、ここでの「国語」とは、マンジュ語を指す。第1項では、①清朝の「国語」の特徴、②マンジュ語と漢語の関係性に注目する。両者の関係について、宮崎市定は「満州語は漢文に圧倒せられて、無残なる敗北を喫するの結果に終わった²³」と評価した。こうした評価を再検討することが課題である。

第2項では、清朝下における「漢語」の展開を「官話」に注目して考察する。この考察

¹⁹ バーク [2009]、133-138頁。

²⁰ 同上、208、225頁。

²¹ 同上、115、233頁；立石・中塚編 [2002]、19頁。

²² ダイグロシアは、もともとC・ファーガソンによって導入された概念で、ある言語共同体における同一言語の社会的に低位の変種と高位の変種の併用を意味していた。しかしカタルーニャの場合のように、国家公用語＝カスティリヤ語（公共・教育など）と地方固有言語＝カタルーニャ語（日常生活など）に機能的優劣がつけられた言語社会状況に対しても、使用されている。関・立石・中塚編 [2008]、338頁。

²³ 宮崎市定 [1991]、321頁。

によって、清朝下の官話の広がり、後の国語運動と密接に関係することが明らかになるだろう。

(1) 清朝下における「国語」

まず、マンジュ語について説明しておく。1599年、太祖ヌルハチは、モンゴル語を用いてマンジュ語を創出した。1632年、ホンタイジは、従来のマンジュ語に圈点を付け加えた。それによって、マンジュ語は、ひとつひとつの単語の発音を正確に記述できるようになり、表現能力を飛躍的に高めた。ヌルハチ・ホンタイジの在位期間中は、あらゆる文書がマンジュ語で記述されていた。つまり、マンジュ語は清朝の「国語」としての地位を確立したのである。

ただし、注目しておきたいのは、清朝が他言語の使用を決して禁止することなく、容認していたことである。では、なぜ清朝において、他言語の使用を禁ずるフランスモデルの「国語」概念とは異なる「国語」概念が登場したのだろうか。その理由として、ヌルハチが、ジュシェン人・漢人・モンゴル人・朝鮮人などが交流する場で頭角を現したことが関係していると考えられる。彼のこうした出自は、他言語状況を当然とみなす言語観の形成につながったと推測される。従って、清朝は、他言語の排除ではなく、他言語の並存を許容したのである。清朝の「国語」は、岸本美緒氏にならって「やわらかな国語」と呼ぶことができるだろう。

多言語が並存する状況下では、諸言語を使用する人びとの間の意思疎通を円滑にすることが重要である。そこで、康熙帝は、マンジュ語辞書の編纂を命じた。1701年、『御製清文鑑』と呼ばれる辞書が完成した。これは、清朝の「国語」たるマンジュ語の解説に止ま

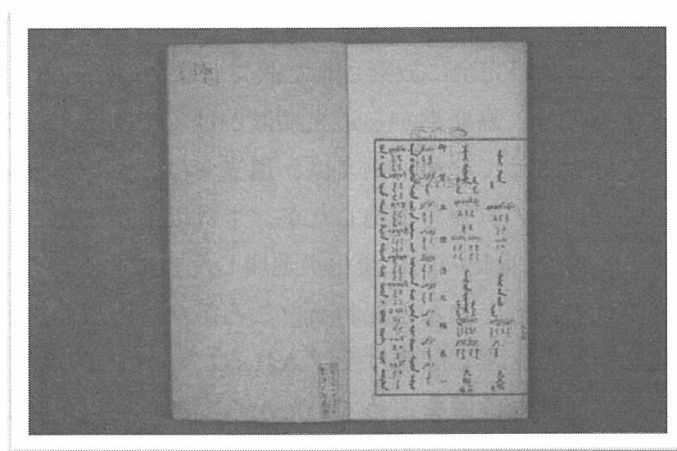


写真1 『五体清文鑑』（出典は註24を参照）

るものではあったが、他言語状況に対応する第一歩を歩み出したものであった。その後、辞書編纂事業は継続され、1794年、マンジュ語・モンゴル語・漢語・チベット語・ウイグル語からなる『五体清文鑑』（写真1）の編纂が完了した²⁴。この辞書の編纂により、他言語間の意思疎通を容易にする作業はひとまず完了した。村田雄二郎氏は、清朝の言語政策を「異なる民族集団や政治状況に応じて、マルチに言語を使い分ける意図が少なくとも王朝の最盛期には見られた。そうすることで、皇帝は天下統治の無限性・普遍性を誇ろうとした²⁵」と評価しているが、妥当な評価であると言えるだろう。

しかし、上述した事態の裏側で漢語の浸透が進展したことを見逃すわけにはいかない。順治帝期に、北京遷都が行われると、漢人支配の重要性が高まった。その結果、清朝の文書はマンジュ語と漢語の両方で作成されるようになった。漢文の利用機会が急激に増加したことにより、漢語とマンジュ語の翻訳が大きな課題として浮上したのである。1651年、そのような状況に対応するため、繙訳科挙が開始された。繙訳科挙とは、八旗貴族からマンジュ語と漢語の翻訳を担当する官僚を選抜する制度であった。この制度は、何度か中断があったものの、清末まで存続した。しかしながら、漢人使用者が圧倒的多数を占める地域を支配したため、順治・康熙・雍正と皇帝が代替わりしていくたびに、マンジュ人への漢語の浸透は進んでいった。

このような事態を問題視したのが、乾隆帝であった。彼は、「国語」であるマンジュ語を使用できないマンジュ人官僚の登場などに警戒感を抱いた。そこで「国語騎射」と呼ばれる政策を行い、対策に乗り出した。具体的には、「国語騎射」政策のもとで、漢語からの音訳借用語を一掃した「欽定新新語」を作成したり、繙訳科挙を再開したりした。ただ、漢語の使用を禁止する政策をとらなかったことには留意する必要がある。また、乾隆帝の頃までは、文書の満漢合璧が一般的で、マンジュ語を使用できることが地位上昇にもつながっていたので、マンジュ語が完全に放棄された訳ではなかった。

状況が大きく変化するのは、嘉慶期から道光期にかけてであった。この時期に、マンジュ語は影響力を著しく減少させていく。例えば、道光帝は、マンジュ人官員の「国語」能力を調べようと、マンジュ語の試験を実施したが、半数以上が落第という結果であった。つまり、清朝が入関して約2世紀の間に漢化が進展したのである。ここまでの叙述は、確かに先に引用した宮崎氏の評価となんら変わるところがないと思われるかもしれない。しかし、圧倒的な敗北を喫したとする評価は受け入れることができない。なぜなら、マンジュ語は、清朝下において重要な位置を占めていたからである、以下、具体例を挙げて論証していく。

第1に、清朝では宮廷の公的言語がマンジュ語であり、このことは清末まで変わることなく維持されつづけたという点である。例えば、宮廷内で、マンジュ人が皇帝に奉じる文章はすべてマンジュ語であり、その他にも、国家儀礼や宮廷内の祭礼もマンジュ語で行わ

²⁴ 五体清文鑑の画像は以下のホームページで2014年1月24日に閲覧した。

http://archive.wul.waseda.ac.jp/kosho/ho05/ho05_01928/ho05_01928_0001/ho05_01928_0001_p0002.jpg

²⁵ 村田 [2000]、6頁

れていた。宮廷内でのマンジュ語は、「国語」としての地位を保ち続けたのである。

第 2 に、皇帝の本心はマンジュ語の文書においてのみ述べられていたという点である。例えば、ある事態に対する処理方針を記した文書でも、漢文で作成された文書には、皇帝の本心が記載されず、マンジュ語文書にのみ、皇帝の真意が記されたのである。

第 3 に、対外交渉の場においても、マンジュ語が継続して用いられていたという点である。清朝は言語面において 2 面外交を展開していた。すなわち、朝鮮などの従来の朝貢国に対しては、「漢文」を用いて交渉にあたっていた。一方、内陸部やロシアに対してはマンジュ語やラテン語を用いて交渉にあたっていた。2 言語の使い分けは欧米列強との交渉でも同様であった。英仏諸国は、東南から中国に進出したために、漢語で対応していたのに対し、ロシアとの交渉では、マンジュ語が長く使用され続けたのである。

しかし、外交交渉の場において、マンジュ語が用いられなくなる時が訪れた。1901 年の北清事変の事後処理として結ばれた辛丑和約（北京議定書）である。北京議定書は、フランス語・英語・ドイツ語・漢語のテキストが用意されたが、マンジュ語の条文は存在しなかった。おりしも、日清戦争に敗れた清朝内部では、西洋をモデルとした国語の改革運動が進められようとしていた。

こうして多様な言語を排除することなく、共存させようとした清朝の「やわらかな国語」は終わりを迎えた。以後、西洋モデルの国語創出が目指されていく。その際、注目されたのは「漢語」であった。従って以下では、中国における「国語」の形成の前提となった清朝下の漢語について考察していくことにしよう。

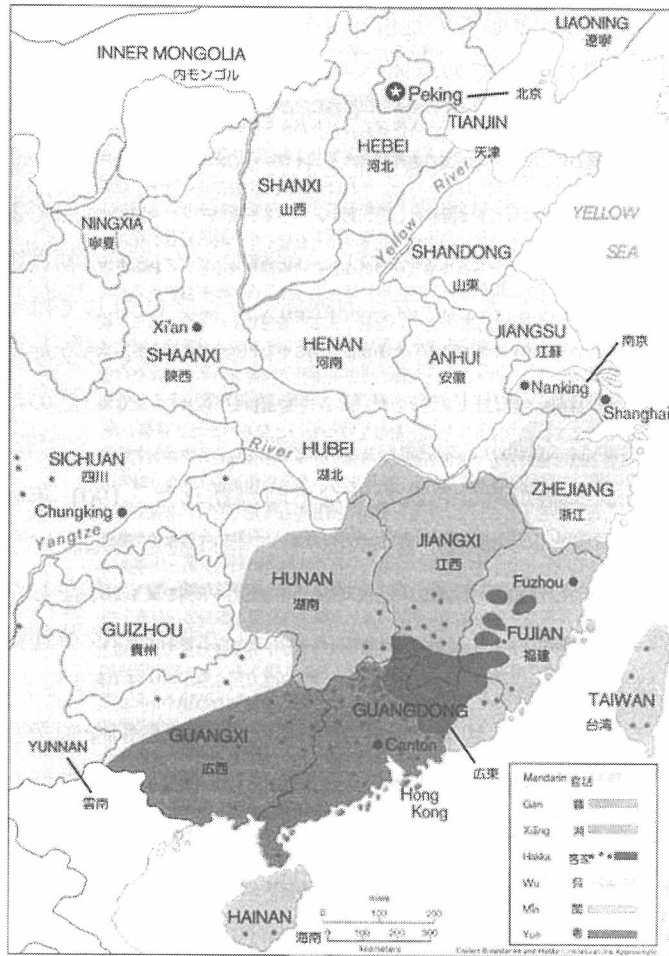


図1 方言分布図 SRラムセイ著 高田時雄訳, 1990, p.23の図に特色者が加筆した。

(2) 清朝における「北方官話」の優位性の確立——「国語」の前提として

現在の中国では、複数の方言が広い範囲に分布している(図1)。一方、多くの中国人は官話と呼ばれる方言を話している(表1)。いかにして、一つの方言が多くの人々によって話されることとなったのか。第2項では、その経緯を明らかにしたい。

なお、本項での検討の対象は「方言²⁶」であり、「話し言葉」における地域ごとの差異²⁷が問題となる。一つの方言が圧倒的多数の人々によって話されるに至るまでの過程の検討がここでの目的である。

中国では古くから大きく分けて二系統の方言が存在している。

一つは先述した官話である。官話とは各王朝の宮廷において中国全土から集まった官吏たちが用いた方言である。宮廷の中でのみ話されていた方言であったが、長い年月の間に

²⁶ 中国では春秋・戦国時代から方言の存在が認識されており、方言の収集・記録は周・秦の時代には行われていたようである。

²⁷ 方言を分類する際の基準として声調が用いられている。声調とは音の高低と促舒(つまる・伸びる)を分類したパターンのことである。漢字1文字には対応する声調が1つしかないことを利用し、声調における差異によって方言を分類している。なお、声調は六朝時代の南齊・南梁の沈約(441~513)によって発見されているが、現在の四声とは音声は異なる。

方言系統		話者人口	通用地域	備考	
七大方言 十大方言	官話 <small>(かんわ)</small>	Mandarin	3600万人	北京・天津・黒竜江省・吉林省・遼寧省・河北省・河南省・山東省と内蒙古の一部	
	呉 <small>(ご)</small>	Wu	7700万人	上海市、浙江省の大部分、江蘇省南部、安徽省南部および江西省、福建省の一部	
	粵 <small>(えつ)</small>	Yue	7100万人	中国南部の広東省、広西チワン族自治区、香港、マカオ	
	閩 <small>(びん)</small>	Min	6000万人	中華人民共和国の福建省、広東省東部及び西南部、海南省、浙江省南部、中華民国、シンガポール共和国、マレーシア、タイ及び各国の華僑・華人の一部	
	湘 <small>(しょう)</small>	Xiang	3600万人	湖南省（西北と東の一部を除く）、広東省・広西チワン族自治区北部、四川省の一部	
	客家 <small>(はっか)</small>	Hakka	3400万人	広東省東部、福建省西部、江西省南部の山間部に分布するが、四川省、湖南省、広西チワン族自治区、海南省、浙江省南部などの各省区や海外の華僑・華人	
	贛 <small>(かん)</small>	Gan	3100万人	江西省中部および北部、湖南省東南部、福建省西北部および安徽省・湖北省の一部	
	晋 <small>(しん)</small>	Jin	4500万人	山西省、陝西省の北部、河北省西部、内モンゴル自治区の西部および河南省の一部	七大方言では北方語に属する
	徽 <small>(き)</small>	Hui	320万人	安徽省南部、および浙江省、江西省の安徽省に隣接する地域	七大方言では呉に属する
平話 <small>(へいわ)</small>	Pinghua	200万人	広西チワン族自治区の桂林から南寧にかけての農村部	七大方言では粵に属する	

表1 現在の中国語の話者人口(S.R.ラムゼイ著/高田時雄訳,1990 の記述をもとに作成)

様々な王朝が中国の南北を移動したため、北京周辺から中国南部にかけての広大な地域で官話が話されるようになっていった。官話は各地域に拡大し、土着方言の影響を受けて変質していったものの、それぞれの間には意思伝達を大きく阻害するほどの差異は生じず、官話同士であれば意思の疎通が可能であった。

また特に多くの話者をもつ官話として、北京を中心に、マンジュ語の文法・語彙の影響を強く受けた「北方官話」と、南京を中心に流通し、かつての首都で通用していた点で正統な官話と認知されていた「南方官話」が挙げられる。南方官話は明朝期より正統な官話とされていたが、清朝の首都が遼寧省の盛京（1636年～1644年）、後に北京（1644年～1912年）におかれたことで、政治・文化の中心が中国北部へ移動していった。そのため、北方官話が次第に優勢となっていった。

もう一つは、諸方言の体系として把握される。広東省など中国の南部を中心とする、「郷談」と呼ばれる方言群である。郷談は官話と異なり相互のコミュニケーションが困難であり、1716年に完成した『康熙字典』では「郷談豈但分南北、每郡相隣便不同」²⁸とされている。訳すれば、「郷談はただ南北で分かれているだけでなく、隣り合わせの郡同士ですら同じではない」ということである。

つまり、官話と郷談の話し言葉としての決定的な違いは、意思の疎通の可否にある。郷談は近隣の地域であってもコミュニケーションが著しく困難であったために、中国南部を残して、多くの地域で官話が主要な方言となっていった。

一方で、清朝期に中国を訪れた外国人たちは、中国語を学ぶ際に、どの方言を学習対象として位置づけたのだろうか。なお、ここでの外国人とは、①清朝期以前から度々来華していたキリスト教宣教師、②19世紀中葉以降の清朝後期に来華した外交官、といったヨーロッパの人々である。こうした人々は、ヨーロッパから来華する際、地理的な関係から中

²⁸ 内田 [2001]、324頁参照。

国南部の広東省や福建省に上陸することが多かった点も留意すべきである。

来華の早い例としては、16世紀のドミニコ修道会を端緒とするカトリック系宗派の宣教師が挙げられる。彼らが中国住民へ布教するに際しては、現地の住民に聖書の内容を伝えることが求められた。そこで、現地の方言、すなわち中国南部に分布する郷談の学習を行った。しかし、カトリック系宗派の中では、聖書を世俗的な現地語に読み替えることに大きな抵抗があり、翻訳などが盛んに行われることがなかった。宣教師が「個人」として現地の方言に堪能となる程度にとどまり、組織的な語学学習・研究が盛んになることはなかった。また、清朝側も宣教師の言語習得を否定的に捉えていたことも大きく影響していた。

しかし、19世紀中葉頃を境にそういった状況にも変化が生じる。第一に、プロテスタント系の宣教師の来華が増加したことである。プロテスタント系の宣教師たちは、カトリック系宣教師と異なり、聖書を現地の方言に翻訳し、語学学習や研究に積極的であった。

第二に、外交関係が構築されたことで増加しつつあった来華外国人の行動範囲の拡大である。従来、広範な地域では活動できなかった外国人宣教師であったが、1842年の南京条約、1858年の天津条約、1860年の北京条約の締結によって、外国人たちは、上陸地点である中国南部から、内陸部や北部へと活動範囲を広げていった。宣教師たちの布教地域の北上に伴い、彼らの学習する言語も官話が主流となっていった。

注意すべきは、この時点では官話が郷談を抑えて学習言語の主流となったということである。すなわち、19世紀中葉の時点では、北方官話と南方官話のどちらもが学習言語となっており、どちらかの官話が優位な方言であるといったことは窺えない。

しかし、イギリス人外交官であるトマス・フランシス・ウェイド (Thomas Francis Wade 1818?~1895) の登場により中国語の学習状況は大きく変化していく。

ウェイドは、1842年にイギリス陸軍士官として来華した。個人で中国語を学習していたということもあり、1845年に通訳へ転身し、1853年に上海副領事となり、1871年には全権公使となった。その後、1883年に退職し帰国、1895年に死去した。

高田時雄氏によれば、「ウェイドはかなり早い時期から、中国外交の鍵は、軍艦による威嚇ではなくて、互いの文化の理解の上に築かれねばならないという考えを持っていたが、この頃、イギリスの在中國外交團の言語教育についてのプロジェクトをしきりに主張するようになる」²⁹のだという。ウェイドは外交官に転身して以降、多くの外交官向けの語学学習テキストを作成した。その中で最も大きな影響を与えたのは、1867年に完成した『語言自邇集』である。これは、それまでのテキスト作成の経験を結集したものといえるが、その特徴として次の二点が挙げられる。

第一に、このテキストが中国語の例文として北方官話を採用したことである。これには、ウェイド自身の勤務地が大きく影響している。1858年の天津条約によって、各国は北京に公使館を置くことができるようになった。ウェイドも北京の公使館で長年勤務しており、そこで日常的に慣れ親しんだのが北方官話であった。さらに、ウェイドが北方官話話者から中国語を学んだことも大きな要因と考えられる。

²⁹ 高田 [2001]、130頁参照。

第二に、『語言自邇集』がイギリスだけでなく各国の外交官の中国語学習テキストとして広く用いられた点である。鱒澤彰夫氏が明らかにした明治初年の日本における『語言自邇集』の普及過程では、明治9年に政府が官立東京外国語学校に招いた中国人語学教官によって『語言自邇集』が導入され、学生たちは筆写して使用したという³⁰。

以上のような経緯を経て、外交官など来華外国人の中で、学習言語として北方官話が広く認知されることとなった。

最後に、本項の内容を簡単にまとめておこう。清朝内では、首都が所在していたこともあり、従来の南方官話から北方官話へと方言の主流が移りつつあった。さらに、中国を訪れた外国人も『語言自邇集』での学習を通じて、学習すべきは北方官話であるという認識が浸透していった。

このような北方官話の優位性の確立について、高田氏は「民國が成立してのち、國音の標準問題で、同じ五聲體系をめぐって喧喧諤諤たる議論が繰り広げられることになるが、實はその頃にはすでに北京語の勝利は國際的には決定されていたのである³¹」と評価している。つまり、中国内部と同様に、外国人たちにとって中国語とは北方官話以外にはありえないという認識が共有されていったのである。その内外の認識が、「国語」における「話し言葉」は北方官話である、という認識へとつながっていくのである。

第2章 国民国家形成と「国語」

第1節 「国民国家」スペインと言語状況

(1) 19世紀「国民国家」の形成

ヨーロッパでは、フランス革命からナポレオン戦争期を通じて、各国で国民主権の思想が広まり、国民形成あるいは統合が行われる中、その手段の一つとして国語形成が行われた。従来、そのモデルケースとしてはフランスが取り上げられてきたが、スペインのケースと比較した場合、どのような相違点が存在したのかということ考察していきたい。スペインにおける国民形成の契機としては、1808年からのナポレオンの侵略に対する抵抗運動が挙げられる。その抵抗運動の中で、国民意識が芽生えたとされ、後のロマン主義以降この抵抗は、スペイン独立戦争として語られてきた。しかし、近年の研究において、この抵抗は、スペイン国内の各地域が個別に行ったものであり、当時は反フランス戦争と定義されていたとの主張が存在している³²。このような見解を踏まえると、スペイン独立戦争が「スペイン国民」の形成に果たした役割は、従来の想定より小さかったのではないかと考えられる。そこで、当時のスペイン国内の諸地域において国民意識が存在したのかという

³⁰ 鱒澤 [1988]、147頁参照。

³¹ 高田 [2001]、141頁参照。

³² 立石 [1993]、105-117頁；立石 [1996]、157-184頁。

ことに関して、1810年に開催されたカディス議会と、そこで12年に制定されたカディス憲法に注目し、考察してみたい。

カディス議会招集の経緯としては、ナポレオンのイベリア半島侵略による国王の退位と、その後のナポレオンの兄の国王即位によって政治権威が失われる中、フランスによる支配に反発する集団がカディスに集まり、議会を開いたとされる。この議会には、幾つかの例外は存在するものの、植民地を含むスペイン帝国の各構成地域から代表が派遣された。ここでは、フランス憲法を意識したカディス憲法が制定され、これは後のスペインの憲法の模範とされた。その条文においては、全ての臣民が国民として定義され、また国民主権が規定されていた³³。しかし、フランスとの相違点として、公用語に関しては触れていないことが挙げられる。

では何故公用語に関する規定が存在しなかったのかという問題に対して、当時の諸地方の言語意識から考察をしてみたい。そこで、まずカタルーニャ代表議員であったカプマニイという人物の発言を取り上げる。彼は、代議員が「国民」の代表であって、「あれこれの地方」の代表ではない。しかし、「これらの小さな諸国民から偉大な国民が構成される」との発言を残している。この発言から、まず、彼が、近代的な国民の意識を持っていたことがうかがえる。しかし、同時に彼は、その国民というものが、諸地域の国民から成り立っているとも発言しており、これはスペインの各地方のそれぞれが持つ一体性の尊重を主張していると考えられている。しかし、司法行政・政治言語に関しては、スペイン語、つまりはカスティリャ語に統一することへの異議は述べていない³⁴。また、極端な例としては、カタルーニャ人のプチブランという人物が挙げられる。彼は、「国民のなかの他の人々と新しい諸制度のもとでますます緊密な絆を作り上げるには、地方語を放棄する必要がある」と述べており、国民国家形成のために、単一の国語を制定するよう主張している³⁵。彼らの発言を、諸地方の総意としてとらえることには問題が残るものの、次の2点のことが言えると思われる。まず、近代的な国民意識が既に存在していたということ、そして、少なくとも司法行政・政治言語に関しては、スペイン語への統一を認めているということである。しかし、憲法において公用語の規定が存在していなかったことから、地方言語の放棄に関しては反発が存在したことがうかがえる。つまり、スペインにおいては、フランスと同様に国民国家形成以前に「王の話す言語」とされてきた言語が、国語へそのまま移行したものの、フランスと異なり民衆レベルでの言語統一は行われず、それ以前からのダイグロシア状態が維持されたということである。

また、1830年代より、ロマン主義の影響を受け、文芸復興運動が盛んになると、「文化言語」、つまり文学作品上の書き言葉としての諸言語の復興が盛んに主張されるようになった。40年代にはカタルーニャにおいて文学活動が活発化し、「花の宴」とよばれるコンクールも開かれた。しかし、この運動に関しては、あくまで文学者など一部の層に限られたもので

³³ 池田 [2000]、87-113頁。

³⁴ 立石・中塚編 [2002]、20頁。

³⁵ 同上。

あり、民衆レベルまで広がった運動ではなかった。ところが、50年代以降になると、地域ナショナリズムの高まりと結び付き、ガリシアやカタルーニャ地域では国語への反発が強まることになった³⁶。中央政府は、この動きに対して、1857年モヤノ教育法を制定し、教育におけるカスティリャ語への限定を再び指示するも、抑えることはできず、後の1932年にはカタルーニャの自治憲章において公用語としてカタルーニャ語が加えられることになった³⁷。

(2) スペイン・ナショナリズムと地域ナショナリズム

18世紀半ば以降高まりつづけた地域ナショナリズムは、スペイン内乱を経た後のフランコ政権の誕生により、厳しい弾圧にさらされることとなった。フランコ政権期においては、イスパニダー（＝スペイン精神）とよばれるカトリック両王時代のような栄光ある時代に回帰しようとする動きが高まり、国家カトリシズムとの結び付きが強められた。その際、言語面においては、以前の流れに反して、カスティリャ語が帝国の言語として位置付けられ、それ以外の他言語の弾圧が行われた³⁸。しかし、この強力な言語統一化も、フランコの死によって独裁が終了したことで終焉を迎えた。

現代スペインは、地図（図2）で示す通りの多言語国家であり、最も使用人口の多いカスティリャ語のほかに、カタルーニャ語、ガリシア語、バスク語などの少数言語が存在する。このうち、カスティリャ語は、国家の公用語としての地位を憲法上与えられており（現行スペイン憲法3条³⁹）、名実ともにスペインの国家語となっているが、同条2項⁴⁰によれば、その他のスペイン諸語⁴¹も州ごとに自治憲章により公用語の地位を与えられるとされている。

もっとも、どの州が、何語を、州公用語として定めるかについては自治憲章に委ねられ、憲法上その地位が明記されているのはカスティリャ語だけであり、カスティリャ語の優位性が示されているようにも思われる。しかしこの制度は、アラン語のような使用人口が数千人規模の少数言語⁴²に公用語となる道を開くものでもある。フランコ時代を除き、強力な国語統一がなされてこなかったスペインの特徴を象徴しているともいえよう。

以上により、国民国家形成以降のスペインにおける国語形成は、主権国家の統一言語からの移行という点において、フランスとの類似性を見出すことはできる。しかし、国語の

³⁶ 同上、107-108頁。

³⁷ 同上、127-134頁。

³⁸ 同上、49-53頁。

³⁹ 現行憲法3条1項前段は、“El castellano es la lengua española oficial del Estado. (カスティリャ語は国家の公用スペイン語である)”と定めている。<http://www.boe.es/buscar/act.php?id=BOE-A-1978-31229> (2013年12月26日取得)を参照。

⁴⁰ 条文は前掲ウェブページ(同日取得)にて参照した。

⁴¹ 原語では las demás lenguas españolas となる。

⁴² http://www20.gencat.cat/docs/Llengcat/Documents/Altres/Arxiu/aran_cens.pdf (2001年のアラン語に関する統計資料。2014年1月25日取得)は、若干古い統計であるが、2001年時点で、アラン語を「理解する」人は6721人、「話すことができる」人は4700人、「書くことができる」人は2016人ととどまることを示している。アラン語はカタルーニャの州公用語の1つである。

民衆への普及、特に話し言葉に関してはフランスと異なり、地域意識の根強さにより妥協せざるを得なかったと考えられる。この地域意識の根強さは、現在の言語的多様性の容認にも影響を与えていると考えられるが、その要因は、国民国家形成以前の、主権国家としてのスペインの成り立ちに求められると思われる。つまり、その成立期からの分権的な性格が、国語形成の過程に対して影響を及ぼした。その結果、スペインでは、フランスとは異なり、多言語を容認する状況が現在もなお続いているのである。

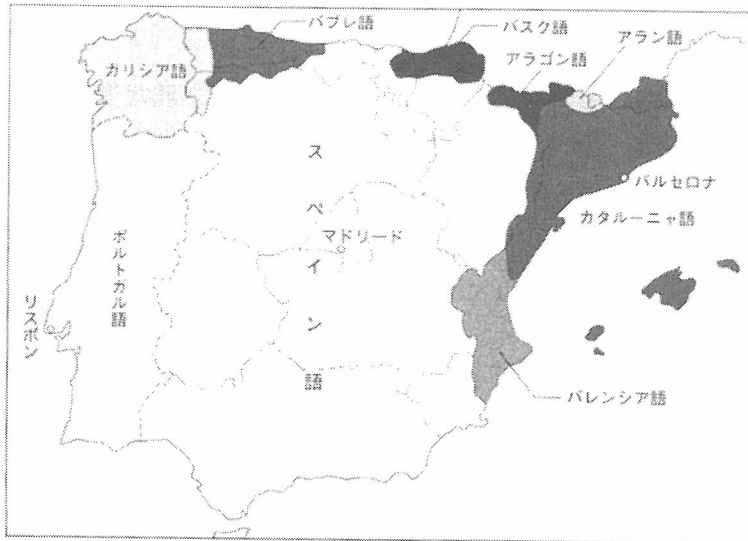


図2 現代イベリア半島の言語地図 (出典：坂東 [2013]、32 頁)

第2節 清末から中華民国期における国語運動——注音を手がかりに

はじめに

中国の国語といえば、必ず言及しなければならないのが国語運動である。中国が国民国家の樹立を目指して努力していた最中、その一環として決して無視できない国語形成過程の中で、重要な国語運動を取り上げて紹介したい。この国語運動の分析を通じて、当時の歴史情勢の一端も理解できる。

「言文一致」と「国語統一」という二つのスローガンを掲げた国語運動は、清末から始まった。国語運動は様々な分野で進んでいたが、本節では国語運動における文字と深く関わっている注音運動を取り上げて紹介したい。

本論に入る前に、まずは注音について説明しておきたい。注音とは、文字の読み方を符号で表すことである。そして本節で紹介する国語運動は、清末から中華民国にかけての三十数年間行われていた。なお、ここでの中華民国期とは、1949年までの民国期を意味する。

中国の国語運動は清末に幕を開けた。黎錦熙の『国語運動史綱』は、この運動がおこなわれた動機を論じている。それによると、日清戦争の敗戦が、中国の志士仁人の愛国心を増大させた。国を強くするために教育の普及が必要だと多くの人々が考えるようになった。

かかる背景下で国語運動も開始されたのである。

中国語の国語の形成過程において、最大の問題の一つが発音の統一である。中国の漢字は、言語学上は表意文字と定義され、書くことで交流することができるのが特徴の一つである。この理由で、発音の問題は、書き方の問題ほど注目されてこなかった。また、中国の領域の広大さに、山地など地政学的な要素も加わり、中国語方言の地域偏差が外国語ほど大きいという現象が生まれた。人々の交流において、発音の相違による交流の不便という問題をどう解決するかが、大きな課題であった。この課題について多くの有識者や組織が積極的に取り組んで解決しようとした。この中から、本節では切音字、注音符号、国音ローマ字を具体的に挙げて分析していきたい。

(1) 切音字運動

最初に、切音字を取り上げる。切音字は、中国の言語学者たちにより、近代国語運動の発端と見なされている。切音字の誕生は、1890年代に遡る。その頃、中国社会がアヘン戦争、日清戦争を経て多大なショックを受けたと同時に、有識者の中にはヨーロッパと日本に視線を向けて国を救う道を模索する人もいた。国を救うために、民の知恵を啓蒙する必要があるという意見も出された。その結果、漢字が難しいため民の知識習得が阻害されていることに、一部の有識者が気づいた。英語のアルファベットや日本語の片仮名、平仮名のように、話し言葉通りに書ける文字を作るという提案が清末にだされた。特に日清戦争後、この提案が多くの支持を得るようになった。

19世紀末、英語が堪能な福建省の盧愨章が欧文と中国語を比較し、以下の結論を出した。漢字の部首が214個もあることと比べて、欧文の場合は字母が数十しかない。漢字の字体が数十もあるのに対して、欧文の場合は大文字と小文字の二種類しかない。漢字の画数が多い一方、欧文は画数が少ない。漢字は総数が4万ぐらいもあるが、欧文の場合はアルファベットさえ覚えれば単語を書くことができる。これらの理由から、中国語の切音字を作る重要性を明らかにした。1892年の盧愨章による『一目了然初階』(図3)の出版を初め、およそ27種類の切音字の方案が多くの人々によって提起された。

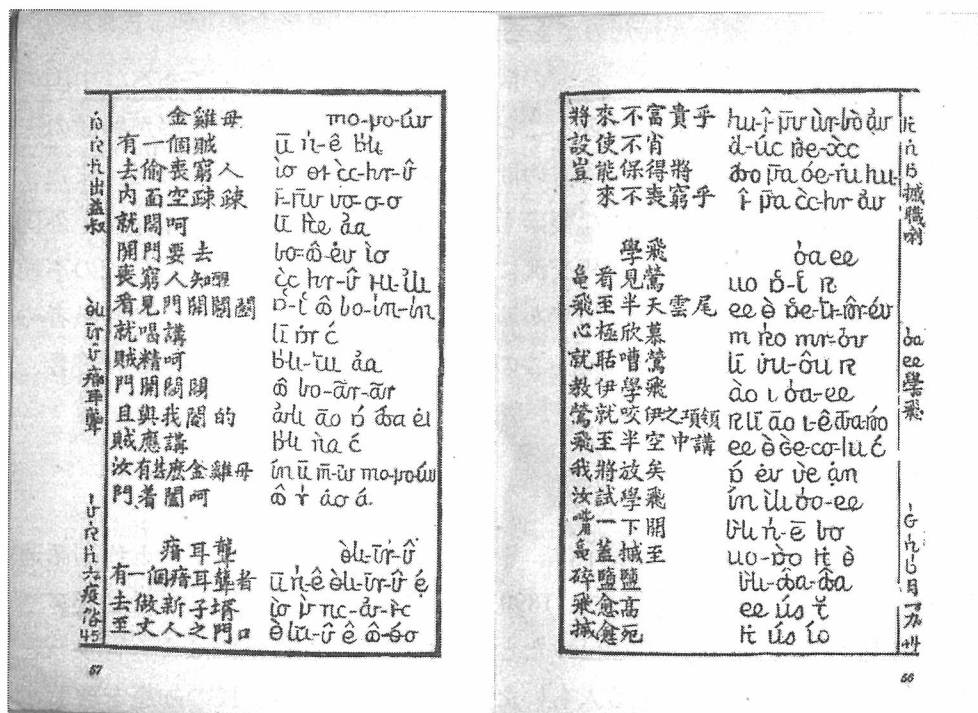


図3 『一了目然初階』、56-57頁（出典：盧 [1956]）

20世紀に入ると、民族主義が中国で急速に拡大し、国語の統一によって民衆の愛国心を育むという意見も普及した。そのため、「書同文」（同じ体系に属する文字——ここでは漢字を指す——で文章を書く）という中国の伝統的な原則の一つを破った切音字は、厳しい批判を浴びた。方言説音字が国家分裂の危機をもたらすと批判され、官話説音字に対しても非難が向けられた。この時期、歴史上で漢字が国家統一において果たした役割が注目され、「文字によって言語を統一する」という意見が主流になった。これを機に、切音字は文字と扱われず、ただの標音記号とみなされるようになった。切音字運動は国語運動の先駆けと見なされている。しかし、この切音運動は「言文一致」の範囲内で進められたのであり、「国語統一」に寄与したわけではなかった。このこと最終的に運動が失敗した理由の一つと考えられる。

(2) 注音符號と国音ローマ字

前述のように「文字によって言語を統一する」という原則が設定された以上、国語統一において、各地域の異なった発音を統一することが緊要な問題になった。そこで、中国の多くの方言の中から、どの方言の発音を国語の基準にするかが最大の問題として現れた。官話と広東語などいくつかの候補が挙げられたが、第1章の第2節で言及したように、清末から北方官話が大きな影響力をもつようになっていたため、最終的に北方官話の中の北京語音が国語の基礎語音に選ばれた。これを前提として、注音も進展した。注音についてここで紹介するのは、注音符號と国音ローマ字である。注音符號——音を表すもの——の制定に関して、三つの機関を紹介する。

まずは読音統一会である。1913年2月、読音統一会議が北京で行われ、全ての漢字の発音を審定することと字母の選定が会議の主な課題として定められた。三ヶ月かけて、各省の代表たちは6500個の漢字の読音を確定した。それに加え、注音字母39個を選定した(図4)。ここで、選定された注音字母を詳しく紹介する。39個の注音字母が古代漢字の中から選ばれ、漢字の筆画式という書き方で書かれ、音節は、声母・韻母と声調の三つから構成されることになった。注音字母は漢字の読み方を示すだけのものであり、文字として使わないことも明確に定められた。しかし、袁世凱による一連の反動的な動きや第二革命の勃発など政治情勢の変動、および蔡元培が教育部長を辞任したことによって、注音字母の方案は直ちには公布されなかった。

注音字母表		
声母二十四		
ㄍ(見一) 古外切与 塗同今读 若格发音 务促下同	ㄎ(溪一) 苦浩切气 歌舒出有 所碍也读 若克	ㄐ(疑) 五忽切瓦高 面上平也读 若得
ㄑ(見二) 居允切延 夏也读若 基	ㄑ(溪二) 本姑凉切今 苦法切古映 字读若欺	ㄒ(娘) 鱼徐切因崖 为屋也读若 臧
ㄌ(端) 都旁切即刀 字读若德	ㄌ(透) 他骨切义同 突读若特	ㄌ(泥) 奴亥切即乃字 读若纳
ㄎ(帮) 布交切义同 包读若薄	ㄎ(滂) 普本切小击 也读若泼	ㄎ(明) 莫狄切覆也读 若墨
ㄎ(敷) 府良切受物 之器读若弗	ㄎ(微) 元版切同万 读若物	
ㄑ(精) 子结切古节 字读若资	ㄑ(清) 秦吉切即七 字读若疵	ㄑ(心) 相蕊切古私字 读私
ㄑ(照) 真而切即之 字读之	ㄑ(穿) 丑亦切小步 也读若痴	ㄑ(审) 式之切读尸
ㄑ(晓一) 呼叶切山 侧之可居 者读若黑	ㄑ(晓二) 胡雅切古下 字读若希	
ㄑ(来) 林直切即力 字读若勒	ㄑ(日) 人质切读若入	
介母三		
ㄩ 於悉切数之始也 读若衣	ㄩ 疑古切古五字读 若乌	ㄩ 丘鱼切饭器也读 若迂
韵母十二		
ㄚ 於加切物之歧头 读若阿	ㄚ 呵本字读若崇	ㄚ 羊者切即也字读 若也
ㄛ 余之切流也读若危	ㄛ 古亥字读若哀	ㄛ 於尧切小也读若 微平声
ㄜ 于敷切读若诶	ㄜ 乎感切嚶也读若安	ㄜ 乌光切跛曲脛也 读若昂
ㄝ 古鵝字读若恩	ㄝ 古臑字读若吟	ㄝ 而邻切同人读若儿

図4 注音字母表 (出典：黎 [2011]、140-141頁)

1916年、袁世凱による帝政が滅ぼされ、共和政が復活したことを背景に、蔡元培たちは国語研究会を設立し、注音字母を実行させることに努力した。このような様々な努力によって、注音字母が選定された1913年から6年も経た1918年に、注音字母の方案が教育部によって正式に発表された。さらに、国語研究会のメンバーたちは、同会の決定を実行させるため、1919年に政府の教育部に付属する国語統一籌備会を設立した。1920年から、全国小学校の教科書には、漢字に注音字母を付け加えることが規定された。1930年4月、国民党中常会第88回会議で、注音字母が漢字と併存する文字ではないことを強調するため、呉稚暉の提案によって注音字母から注音符号へ呼称が改められた。国語統一籌備会が果たしたもう一つの大きな役割は、「新国音」の設定であった。1913年の読音統一会議で、国音は「北京語音を基礎に、南北の発音双方に気を配る」という原則が定められていたが、実際にこのように発音できる人々がいなかったため、実行できなくなってしまった。多くの検討を経て、満州事変と第一次上海事変の後、1932年に『国音常用字彙』が教育部によって出版された。これによって、北京語音が国音の標準に定められたことは重要な意味を持っている。

注音符号が中国社会で正統な地位を占めていく中で、五四運動以降、国語ローマ字運動も徐々に盛んになった。欧文と接触してきた有識者たちはローマ字を高く評価し、積極的にその普及に努力した。1928年9月、『国語ローマ字ピンイン法式』が発表され、「国音字母第二式」として、国音字母と同時に実行させることになった(図5)。この国語ローマ字方案は、ラテン字母26個を採用した。しかし、この方案は国民政府に非難され、当時はあまり影響を持たなかった。とはいえ、国語ローマ字の出現は、中国語の注音運動が注音符号の段階からピンインの段階に入りつつあることを意味した。国民政府は国語ローマ字に対して、1938年3月まで、一貫して否定的な態度を取っていた。その後共産党と国民党の関係が悪化する中で、この運動も停滞に陥ってしまった。

《国音字母》華張
民二十(1931)一月訂正

ㄅ B 博	ㄆ P 波	ㄇ M 莫	ㄈ F 佛	ㄎ V <small>(ㄎ音)</small>
ㄉ D 德	ㄊ T 特	ㄋ N 納	ㄌ L 路	
ㄍ G 格	ㄎ K 客	ㄋ NG <small>(ㄋ音)</small>	ㄆ H 赫	
ㄐ J <small>(ㄐ音)</small>	ㄑ GH <small>(ㄑ音)</small>	ㄒ GN <small>(ㄒ音)</small>	ㄒ SH <small>(ㄒ音)</small>	ㄒ SH <small>(ㄒ音)</small>
ㄓ J 知	ㄔ CH 痴	ㄕ SH 诗	ㄖ R 日	
ㄗ TZ 資	ㄘ TS 殊	ㄙ S 思		
ㄚ A 啊	ㄛ O <small>(ㄛ音)</small>	ㄜ E 俄	ㄝ E <small>(ㄝ音)</small>	

【以上声母】

ㄞ AI 哀	ㄟ EI 隈衣	ㄠ AU 熬	ㄡ OU 欧
ㄢ AN 安	ㄣ EN 恩	ㄤ ANG 昂	ㄥ ENG <small>(ㄥ音)</small>

(ㄞㄟㄠㄡ用第二式时知ㄚ作韵母)

ㄐ I <small>(衣, 直行併一)</small>	ㄒ U 烏	ㄒ IU 迂
------------------------------	-------	--------

【以上韵母】

ㄩ IA 鴉	ㄩ IO 鴉	ㄩ IE 耶	ㄩ IAI 崖
ㄩ IAU 腰	ㄩ IOU 幽	ㄩ IAN 烟	
ㄩ IN 因	ㄩ IANG 央	ㄩ ING 英	
ㄩ YA 亚	ㄩ YO 窝	ㄩ YAI 亚	ㄩ UEI 威
ㄩ UAN 湾	ㄩ UEN 温	ㄩ UANG 汪	
ㄩ UENG 翁	ONG <small>(ㄨㄥ音)</small>		
ㄩ IUE 回	ㄩ IUAN 渊	ㄩ IUN 阮	ㄩ IONG 雍

【以上結合韵母】

図5 『国音字母』表 (出典: 黎 [2011]、206頁)
国音字母表は第一式注音符号(旧称注音字母)と第二式『国語ローマ字ピンイン法式』を含む。

現在の中国で通用している漢字のピンインが定められたのは、中華人民共和国成立後のことである。国語運動には含まれていないが、ここで少し言及しておきたい。1950年代、中国文字改革研究委員会がいくつかの漢字の注音方案を出したが、最終的に委員長が毛沢東に提案し、許可を得た上で、ラテン字を採用することが決定された。

国語運動では、注音ほか、簡体字、白話など多くの分野で改革が進んでいた。そして、時には状況に応じて複数の分野の融合も進んだ。本節が論じた注音だけでも、この運動は政治、文化、教育など多くの分野と関係しており、旧勢力の抵抗や批判に直面したこともあった。本節を通じて、国語運動、あるいは言語分野における中国の状況はいかに複雑だったか、実態は如何なるものだったか、その一端を究明できれば、本節の目的は果たされたといえよう。

最後に、本節の内容を簡単に要約しておく。第一に、中国の国語運動は、実にその開始期から、常に中国内外の状況に左右されていた。切音字、後に注音符号と呼ばれた注音字母、国語ローマ字などの誕生や消滅の背景には、当時の複雑な歴史的情况があったのである。第二に、中国の国語運動は、様々な機関による推進、上から下への普及の試みであったことが一つの特徴といえるだろう。

おわりに

本稿で述べてきたことをスペインと中国に分けてまとめておこう。

カスティリヤ語は、西欧諸国語の中では非常に早くに国家語化を達成した言語である。その一方で、国語（国民語）としての地位確立は必ずしも早くない。現代においてもなお、カスティリヤ語は「スペイン国民」にとって、排他性を有する唯一の言語とはなっていない。前述したとおり、州ごとの事情に応じてカスティリヤ語以外の言語を併存させること、すなわち、「スペイン国民」の構成員がカスティリヤ語以外の言語を使用することは、憲法上認められているからである。国語の定義において「排他性」をキーワードと考えるのであれば、スペインには「国語」が成立しなかったとさえいえる。

これは、スペインにおいて、国家とことばの関係を規定するものとして、主権国家、あるいは多言語帝国の形成が、国民国家形成以上に大きな意義を持ったということから生じた現象である。国民国家形成を大きな要素として扱うフランスモデルでは語りつくせない国家とことばの関係が、それもフランスと深く関係しあっていたはずの隣国に存在したことを明らかにできたといえよう。一方、清朝は、多言語状況であった点でスペインと共通する。しかし、スペインにおけるカスティリヤ語のような形で「国家語化」を果たした言語は存在しない。確かにマンジュ語は、一定の地位を獲得してはいたが、排他性を持つには至らなかった。しかし、清朝の官僚達の間では、互いの意思疎通を円滑にするための、官話が用いられていた。多言語状況においても、共通理解を容易にするための言語が存在

していたのである。

国民国家建設が中国国内で目指されると、「国語」の形成が課題となった。その際、官話が言語統一という観点から重視され、その中でも北方官話が国語の基礎となった。しかし、中国における国語の創出は、表意文字である漢字の影響を大きく受け、文法ではなく、発音が問題となった。そして発音をどのようにして統一するかが重要な課題となり、様々な手段が模索されることになった。こうした模索は20年以上も続き、現在のピンインが使用されることでようやく一段落を迎えることになった。しかし、現在でも中国国内での方言の差異は著しく、言語の分裂状況は現在もなお続いている。

本稿は、「国語」形成がフランスモデルでは語りつくせないということを明らかにした。国民国家形成の過程は、それぞれの国の歴史的特質に影響され、モジュールとしての「国民国家」は、共通性と独自性を持つことになる。「国語」形成も、こうした両面に留意しつつ考察を深め、「国語」の特徴を検討していく必要があるだろう。

参考文献

はじめに

アンダーソン、ベネディクト（白石隆・白石さや訳）

2007 『定本 想像の共同体』書籍工房早山。

尾形勇ほか

2013 『世界史 B』東京書籍。

田中克彦

2008 「国語と共通公用語」樺山紘一他編『歴史学事典 15 コミュニケーション』弘文堂、230-235 頁

第1章

第1節

Elliott, J. H.

1992 “A Europe of Composite Monarchies”, *Past & Present*, No. 137, pp. 48-71.

岡本信照

2011 『「俗語」から「国家語」へ——スペイン黄金世紀の言語思想史』春風社。

川上茂信

2009 「スペインにおける言語状況と言語教育」『平成 18-20 年度科学研究費補助金「拡大 EU 諸国における外国語教育政策とその実効性に関する総合的研究」研究成果報告書』211-224 頁。

清水憲男

- 1987 「ネブリハ論序説——スペイン・ルネサンスへの視座」『思想』1987年12月号、岩波書店、68-91頁。

関哲行・立石博高・中塚次郎編

- 2008 『世界歴史大系 スペイン史2——近現代・地域からの視座』山川出版社。

瀧本佳容子

- 1991 「中世カスティーリャ王国の文化に関する一考察——賢王アルフォンソ十世を中心に」『上智史学』第36号、62-73頁。
- 2012 「カスティーリャ語の権威化——15世紀のカスティーリャ文学をめぐる試論」『慶應義塾大学日吉紀要 言語・文化・コミュニケーション』第44号、19-34頁。

立石博高・中塚次郎編

- 2002 『スペインにおける国家と地域——ナショナリズムの相克』国際書院。

田中克彦

- 1978 『言語から見た民族と国家』岩波書店。

ネブリハ、エリオ・アントニオ・デ（中岡省治訳）

- 1996 『カスティーリャ語文法』大阪外国語大学学術出版委員会（原著1492年）。

バーク、ピーター（原聖訳）

- 2009 『近世ヨーロッパの言語と社会——印刷の発明からフランス革命まで』岩波書店。

坂東省治編

- 2013 『現代スペインを知るための60章』明石書店。

安村直己

- 2006 「ネブリーハ・グラナダ・新世界——スペイン帝国形成期の言語政策に関する一考察」『青山史学』第24号、19-36頁。

第2節

内田慶市

- 2001 『関西大学東西学術研究所研究叢書 17 近代における東西言語文化接触の研究』関西大学東西学術研究所。
- 2001 「欧米人の学んだ中国語——ロバート・トームの『意拾喩言』を中心に」狭間直樹編『京都大学人文科学研究所70周年記念シンポジウム論集 西洋近代文明と中華世界』京都大学学術出版会。

緒方康

- 2013 「大清帝国の言語政策」『神戸大学文学部紀要』第40号、45-68頁。

岸本美緒

- 2011 『風俗と時代観』明清史論集1、研文出版。

高田時雄

- 2001 「トマス・ウェイドと北京語の勝利」狭間直樹編『京都大学人文科学研究所70周年記念シンポジウム論集 西洋近代文明と中華世界』京都大学学術出版会。

マジリーニ、ファデリコ

- 2001 「宣教師が中国語に与えた影響について」狭間直樹編『京都大学人文科学研究所
70周年記念シンポジウム論集 西洋近代文明と中華世界』京都大学学術出版会。

鱒澤彰夫

- 1988 「北京官話教育と『語言自邇集 散語問答明治 10 年 3 月川崎近義氏鈔本』」日本中
国語学会『中国語学』第 235 号、146-155 頁。

ラムゼイ、S. R. (高田時雄他訳)

- 1990 『中国の諸言語——歴史と現況』大修館書店。

宮崎市定

- 1991 「清朝における国語問題の一面」『宮崎市定全集 14』岩波書店（初出 1947）。

村田雄二郎

- 2000 「ラスト・エンペラーズは何語で話していたか? ——清末の「国語」問題と単一言
語制」『ことばと社会』第 3 号、6-31 頁

第 2 章

第 1 節

川上茂信

- 2009 「スペインにおける言語状況と言語教育」『平成 18-20 年度科学研究費補助金「拡
大 EU 諸国における外国語教育政策とその実効性に関する総合的研究」研究成果報
告書』、211-224 頁。

池田実

- 2000 「(邦訳) スペイン 1812 年憲法 (カディス憲法)」『山梨大学教育人間科学部紀要』
第 1 巻第 1 号、87-113 頁。

立石博高

- 1993 「スペイン独立戦争と『国民意識』 ——カタルーニャに関する最近の諸研究を中
心に」『一橋論叢』第 110 巻第 4 号、105-117 頁。

立石博高

- 1996 「スペインの自由主義とカディス議会 ——『出版の自由』をめぐる」遅塚忠躬・
松本彰・立石博高共編著『フランス革命とヨーロッパ近代』同文館出版、157-184
頁。

立石博高・中塚次郎編

- 2002 『スペインにおける国家と地域——ナショナリズムの相克』国際書院。

坂東省治編

- 2013 『現代スペインを知るための 60 章』明石書店。

第 2 節

中国語文献 (ピンイン順)

漢寶德・呂芳上等

- 2011 『中華民國發展史 11 教育與文化(上)』台北:國立政治大學、聯經出版公司。
黎錦熙
- 2011 『國語運動史綱』上海：商務印書館。
盧翹章
- 1956 『一目了然初階』北京：文字改革出版社。
史全生主編
- 1990 『中華民國文化史』長春：吉林文史出版社。
王東傑
- 2010 「“聲入心通”：清末切音字運動和“國語統一”思潮的糾結」『近代史研究』179、82-106
頁。
- 竺家寧
- 1998 『中國的語言和文字』台北：台灣書店。

執筆分担：

第1章

第1節：山田・松村

第2節：蒲谷・高岡

第2章

第1節：松村・山田

第2節：郭